

令和 7 年第 2 回臨時会

鋸南町議会会議録

令和 7 年 5 月 8 日 開会

令和 7 年 5 月 8 日 閉会

鋸南町議会

令和 7 年第 2 回 鋸南町議会臨時会議案一覧表

議案第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について）
議案第 2 号	専決処分の承認を求めることについて（鋸南町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について）
議案第 3 号	鋸南町教育委員会委員の任命について
議案第 4 号	鋸南町農業委員会委員の任命について
議案第 5 号	鋸南町農業委員会委員の任命について
議案第 6 号	鋸南町農業委員会委員の任命について
議案第 7 号	鋸南町農業委員会委員の任命について
議案第 8 号	鋸南町農業委員会委員の任命について
議案第 9 号	鋸南町農業委員会委員の任命について
議案第 10 号	鋸南町農業委員会委員の任命について
議案第 11 号	鋸南町農業委員会委員の任命について
議案第 12 号	鋸南町農業委員会委員の任命について
議案第 13 号	鋸南町農業委員会委員の任命について
辞職第 1 号	議長の辞職許可について
選挙第 1 号	議長の選挙について
選挙第 2 号	副議長の選挙について
選任第 1 号	鋸南町議会常任委員会委員の選任について
選任第 2 号	鋸南町議会運営委員会委員の選任について
選挙第 3 号	安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員の補欠選挙について
選挙第 4 号	鋸南地区環境衛生組合議会議員の補欠選挙について
選挙第 5 号	千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙について
議案第 14 号	鋸南町監査委員の選任について
議案第 15 号	鋸南町消防委員会委員の選任について
議案第 16 号	鋸南町消防委員会委員の選任について
辞職第 2 号	議会広報特別委員会委員の辞職許可について
選任第 3 号	議会広報特別委員会委員の選任について

令和 7 年第 2 回 鋸南町議会臨時会 会議録目次

招集告示	1
第 1 号（5 月 8 日）	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	4
地方自治法第 1 2 1 条の第 1 項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 ...	4
本会議に職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣言	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	6
提案理由の説明	7
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
議案第 4 号から議案第 1 3 号の上程、説明、質疑	15
議案第 4 号の討論、採決	17
議案第 5 号の討論、採決	17
議案第 6 号の討論、採決	18
議案第 7 号の討論、採決	18
議案第 8 号の討論、採決	19
議案第 9 号の討論、採決	19
議案第 1 0 号の討論、採決	20
議案第 1 1 号の討論、採決	20
議案第 1 2 号の討論、採決	21
議案第 1 3 号の討論、採決	21
日程の追加	22
辞職第 1 号	23
選挙第 1 号	23
日程の追加	26

選挙第 2 号	27
選任第 1 号	30
選任第 2 号	31
日程の追加	33
選挙第 3 号	33
選挙第 4 号	34
選挙第 5 号	35
議案第 1 4 号の上程、説明、採決	36
議案第 1 5 号の上程、説明、採決	39
議案第 1 6 号の上程、説明、採決	41
日程の追加.....	42
辞職第 2 号.....	43
選任第 3 号.....	44
閉会の宣言	46

鋸南町告示第42号

令和7年第2回鋸南町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和7年4月30日

鋸南町長 白石 治 和

記

1 日 時 令和7年5月8日（金） 午前10時

2 場 所 鋸南町役場議場

3 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めることについて
(鋸南町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- (2) 専決処分の承認を求めることについて
(鋸南町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について)
- (3) 鋸南町教育委員会教育長の任命について
- (4) 鋸南町農業委員会委員の任命について
- (5) 鋸南町農業委員会委員の任命について
- (6) 鋸南町農業委員会委員の任命について
- (7) 鋸南町農業委員会委員の任命について
- (8) 鋸南町農業委員会委員の任命について
- (9) 鋸南町農業委員会委員の任命について
- (10) 鋸南町農業委員会委員の任命について
- (11) 鋸南町農業委員会委員の任命について
- (12) 鋸南町農業委員会委員の任命について
- (13) 鋸南町農業委員会委員の任命について
- (14) 鋸南町議会常任委員会委員の選任について
- (15) 鋸南町議会運営委員会委員の選任について

令和 7 年第 2 回 鋸南町議会臨時会議事日程〔第 1 号〕

令和 7 年 5 月 8 日 午前 10 時開会

日程第 1	会議録署名議員の指名	
日程第 2	会期の決定	
日程第 3	諸般の報告	
日程第 4	議案第 1 号	専決処分の承認を求めることについて (鋸南町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
日程第 5	議案第 2 号	専決処分の承認を求めることについて (鋸南町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について)
日程第 6	議案第 3 号	鋸南町教育委員会教育長の任命について
日程第 7	議案第 4 号	鋸南町農業委員会委員の任命について
日程第 8	議案第 5 号	鋸南町農業委員会委員の任命について
日程第 9	議案第 6 号	鋸南町農業委員会委員の任命について
日程第 10	議案第 7 号	鋸南町農業委員会委員の任命について
日程第 11	議案第 8 号	鋸南町農業委員会委員の任命について
日程第 12	議案第 9 号	鋸南町農業委員会委員の任命について
日程第 13	議案第 10 号	鋸南町農業委員会委員の任命について
日程第 14	議案第 11 号	鋸南町農業委員会委員の任命について
日程第 15	議案第 12 号	鋸南町農業委員会委員の任命について
日程第 16	議案第 13 号	鋸南町農業委員会委員の任命について
日程第 17	選任第 1 号	鋸南町議会常任委員会委員の選任について
日程第 18	選任第 2 号	鋸南町議会運営委員会委員の選任について

令和 7 年第 2 回 鋸南町議会臨時会追加議事日程〔第 1 号の追加 1〕

令和 7 年 5 月 8 日

追加日程第 1	辞職第 1 号	議長の辞職許可について
追加日程第 2	選挙第 1 号	議長の選挙について

令和 7 年第 2 回 鋸南町議会臨時会追加議事日程〔第 1 号の追加 2〕

令和 7 年 5 月 8 日

追加日程第 1 選挙第 2 号 副議長の選挙について

令和 7 年第 2 回 鋸南町議会臨時会追加議事日程〔第 1 号の追加 3〕

令和 7 年 5 月 8 日

追加日程第 1	選挙第 3 号	安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員の補欠選挙について
追加日程第 2	選挙第 4 号	鋸南地区環境衛生組合議会議員の補欠選挙について
追加日程第 3	選挙第 5 号	千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙について
追加日程第 4	議案第 1 4 号	鋸南町監査委員の選任について
追加日程第 5	議案第 1 5 号	鋸南町消防委員会委員の選任について
追加日程第 6	議案第 1 6 号	鋸南町消防委員会委員の選任について

令和 7 年第 2 回 鋸南町議会臨時会追加議事日程〔第 1 号の追加 4〕

令和 7 年 5 月 8 日

追加日程第 1	辞職第 2 号	議会広報特別委員会委員の辞職許可について
追加日程第 2	選任第 3 号	議会広報特別委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1 番 東 愛 乃 議員
4 番 柴 本 健 二 議員
6 番 笹 生 あ す か 議員
8 番 竹 田 和 明 議員
10 番 青 木 悦 子 議員
12 番 鈴 木 辰 也 議員

2 番 篠 宮 真 樹 議員
5 番 秋 山 柳 三 議員
7 番 早 川 正 也 議員
9 番 大 塚 昇 議員
11 番 緒 方 猛 議員

欠席議員（1名）

3 番 中 村 基 議員

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	白 石 治 和	副 町 長	内 田 正 司
教 育 長	富 永 安 男	総 務 企 画 課 長	吉 田 修 一
税 務 住 民 課 長	菊 間 寛 之	保 健 福 祉 課 長	小 川 亮 一
地 域 振 興 課 長	重 田 正 行	教 育 課 長	安 田 隆 博
建 設 水 道 課 長	齋 藤 正 樹	会 計 管 理 者	笹 生 い つ 子
総 務 管 理 室 長	富 永 恭 子	監 査 委 員	増 田 光 俊

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事 務 局 長 富 永 繭 子 書 記 曾 田 敦 子

…………… 開 会 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………
〔開会のベルが鳴る〕

◎開会の宣言

○議長（青木悦子）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、令和7年第2回鋸南町議会臨時会を開会いたします。

なお、3番、中村基議員から欠席届が出ております。

直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

配付漏れなしと認めます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（青木悦子）

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今臨時会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、2番、篠宮真樹議員、
8番、竹田和明議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（青木悦子）

日程第2、会期の決定を行います。

この件については、去る4月30日午前10時から議会運営委員会が開催され、協議
されておりますので、今臨時会の会期及び日程について議会運営委員長から報告を求め
ます。

議会運営委員会 鈴木辰也員長。

〔議会運営委員会 鈴木辰也委員長 登壇〕

○議会運営委員会委員長（鈴木辰也）

皆さんおはようございます。

それでは、議長から報告の求めがありましたので、去る４月３０日午前１０時から開催した議会運営委員会における、令和７年第２回鋸南町議会臨時会の会期及び日程等の協議について、御報告いたします。

今臨時会の会期は、本日１日とし、日程はお手元に配付されております議事日程により行います。

議案については、町長提出議案１３件と、議会の人事案件であります。

議案第１号から議案第１３号については、順次上程の上、採決をお願いいたします。

また、選任１号及び２号につきましても、順次上程の上、採決願いたいと思います。

以上、甚だ簡単ではありますが、議会運営委員会での審査の結果をご報告申し上げる共に、議員各位のご賛同をお願いいたしまして、委員長としての報告を終わります。

○議長（青木悦子）

ただいま、議会運営委員長からの報告のありましたとおり、今臨時会の会期は、本日１日といたしたいと思います。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は、本日１日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（青木悦子）

日程第３、諸般の報告をいたします。

議長としての報告事項を申し上げます。

今臨時会に説明要員として、出席通知のありました者の職、氏名は別紙報告書により報告をしたとおりです。

今臨時会に際し、町長から提案理由の説明について、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

白石治和町長。

〔白石治和町長 登壇〕

◎提案理由の説明

○町長（白石治和）

皆さんおはようございます。

本日、ここに令和7年第2回鋸南町議会臨時会をお願いをいたしましたところ、議員各位には、公私ともご多用のところ、ご出席を賜り、厚く感謝を申し上げます。

本臨時会に町長としてご提案申し上げます議案は、専決処分の承認2件、人事案件等11件、合わせて13議案でございます。それぞれ議案の概要を申し上げます。

議案第1号、専決処分の承認を求めることについてでございますが、鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方税法等の一部改正に伴い、条例の一部改正を行う必要が生じたことから、本年3月31日に専決処分をいたしましたので、地方自治法の規定により、議会のご承認をお願いをするものでございます。

議案第2号、専決処分の承認を求めることについてでございますが、鋸南町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、水道料金の算定及び徴収方法を変更することに伴い、条例の一部改正を行う必要が生じたことから、本年3月21日に専決処分をいたしましたので、地方自治法の規定により、議会のご承認をお願いをするものでございます。

議案第3号は、鋸南町教育委員会委員の任命についてでございますが、本年5月23日をもって、現委員の篠原恭恵氏が任期満了となりますので、引き続き、同氏を教育委員に任命いたしたく、議会のご同意をお願いをするものでございます。

○議長（青木悦子）

町長、マイクの調整をしたいと思います。

暫時休憩といたします。

……………休憩・午前10時07分……………

……………再開・午前10時08分……………

○議長（青木悦子）

では、再開いたします。

○町長（白石治和）

それでは再開をさせていただきます。

議案第3号、鋸南町教育委員会委員の任命についてでございますが、本年5月23日をもって、現委員の篠原恭恵氏が任期満了となりますので、引き続き、同氏を教育委員に任命いたしたく、議会のご同意をお願いをするものでございます。

議案の第4号から議案の第13号、鋸南町農業委員会委員の任命についてございま

すが、本年５月１３日をもちまして、鋸南町農業委員会委員が任期満了となりますので、農業委員会等に関する法律の規定により、田村晋一氏、田村修氏、篠原健一氏、山野井房江氏、紀野誠氏、三浦庸一氏、生貝若俊氏、鈴木匡氏、馬賀仙夫氏、鈴木直人氏の１０名の方を農業委員に任命をいたしたく、議会のご同意をお願いをするものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（青木悦子）

以上で諸般の報告を終了いたします。

◎議案第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第４、議案第１号、専決処分の承認を求めることについて、鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。はい、税務住民課長。

〔税務住民課長 菊間寛之 登壇〕

○税務住民課長（菊間寛之）

議案第１号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

専決処分の承認をお願いいたしますのは、鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

地方税法等の一部を改正する法律及び関係政省令が、本年３月３１日に公布され、原則４月１日から施行されることに伴い、鋸南町税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第１７９条第１項の規定により、３月３１日に専決処分をしたもので、同条第３項の規定により議会のご承認をお願いするものでございます。

改正の主なものは、町民税の扶養控除に、新たに特定親族特別控除が創設されたことに伴う関係条項の整備、軽自動車税の税率区分に新たに新基準原付の区分が創設されたことに伴う改正などでございます。その他、法律等の改正に伴い、規定の整備等を行うものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明をさせていただきます。１ページをお願いいたします。第１８条は、公示送達に関する規定ですが、公示事項、不特定多数の者が閲覧できる状況に置く措置として、現在、掲示板に掲示することで行っている公示送達を、ホ

ホームページ公示事項を掲載し、事務所に設置したパソコン等に表示させることでも行うことが可能となる改正でございます。第18条の3は、第18条の改正に伴う略称規定の整理でございます。2ページにかけまして、第34条の2は、町民税の所得控除に関する規定ですが、所得税の納税義務者が生計をいつにする年齢19歳以上23歳未満の特定親族について、扶養控除の対象となる所得要件を超えた場合であっても、新たに特別控除を設け、控除の額が段階的に低減する仕組みが創設されることから、控除すべき金額について、特定親族特別控除額を追加する改正でございます。

2ページをお願いいたします。3ページにかけまして、第36条の2は、町民税の申告義務に関する規定ですが、第1項では、特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の町民税申告義務に係る規定を整備するものでございます。

3ページをお願いいたします。第9項では、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、引用条文の整理をするものでございます。

4ページにかけまして、第36条の3の2第1項は、個人町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書に関する規定ですが、第3号に、特定親族の氏名として、扶養親族等申告書に記載する事項を追加するものでございます。

4ページをお願いいたします。5ページにかけまして、第36条の3の3第1項は、個人町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書に関する規定ですが、一定の所得を有する特定親族を規定し、第3号に特定親族の氏名として、扶養親族等申告書に記載する事項を追加するものでございます。

5ページをお願いいたします。6ページにかけまして、第63条の2第1項は、区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税の減額の補正の申し出に関する規定ですが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、引用条文の整備を行うものでございます。

6ページをお願いいたします。第82条は、軽自動車の種別割の税率に関する規定ですが、道路交通法施行規則の改正に伴い、一般原動機付自転車に新たに総排気量125CC以下で、最高出力を従来の50CC相当の4kW以下に制御した、新基準原付が追加されたことから、税率区分について、第1項第1号原動機付自転車ウとして追加するものです。税率は従来の50CC相当の原付と同額の年額2千円でございます。

7ページにかけまして、第89条は、軽自動車の種別割の減免に関する規定ですが、第2項第2号において、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、引用条文の整備を行うものでございます。また、第5号において、種別割の税率区分の見直しに伴う改正を行うものでございます。

7ページをお願いいたします。8ページにかけての第90条は、身体障害者等に対する軽自動車の種別割の減免に関する規定ですが、道路交通法の改正に伴うマイナ免許証

の運用開始に伴い、各項において、減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備を行うものでございます。

8ページをお願いいたします。9ページにかけての第139条の3第2項は、特別土地保有税の減免に関する規定ですが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、引用条文の整備を行うものでございます。

9ページをお願いいたします。10ページにかけまして、第149条は、入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告に関する規定ですが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正に伴い、引用条文の整備を行うものでございます。

10ページをお願いいたします。続きまして、附則の改正となります。附則第10条の2は、地域決定型地方税制特例措置に関する規定ですが、法改正に伴い、引用条文の整備を行うものでございます。

11ページにかけまして、附則第10条の3は、特定のマンションに係る固定資産税の減額に関する規定ですが、特例として、マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出がある場合に、区分所有者からの申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には、特例を適用することができるものでございます。

11ページをお願いいたします。13ページにかけまして、付則第16条の2の2は、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例に関する規定ですが、加熱式たばこ、紙巻きたばこの本数への換算方法を規定するための改正を行うものでございます。

条例本文中の附則第1条で、本条例は令和7年4月1日から施行されますが、第1号特定親族特別控除の特例に係る改正については、令和8年1月1日から施行、第2号、加熱式たばこの課税標準に係る改正については、令和8年4月1日から施行、第3号、公示送達に関する改正については、地方税法等の一部を改正する法律、令和5年法律第1号、附則第1条、第12号に掲げる規定の施行の日から施行するものでございます。附則第2条から第6条につきましては、各税目に関する経過措置を規定するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。はい、8番、竹田議員。

○8番（竹田和明）

この10ページにある、この附則の第10条の3なんですけれども、この特定マンションに関わる区分所有に係る家屋についてということなんです、いわゆる外壁の修繕を行った場合の税務申告を家主が行うことができるということだと思んですが、これ

はいわゆる期間が決まっていて、もう既にその期間を過ぎている附則だと思うんですが、実際にこの特定マンションに関わる申請というのはあったんでしょうか。

○議長（青木悦子）

はい、税務住民課長。

○税務住民課長（菊間寛之）

こちら長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションということになりまして、当町におきましては、該当事案はございません。

○議長（青木悦子）

はい、8番、竹田議員。

○8番（竹田和明）

この事案がないということなんですけれども、それでもこの附則の改定っていうのは必要になるのかどうか、その辺の考え方っていうのはどうなんでしょう。

○議長（青木悦子）

はい、税務住民課長。

○税務住民課長（菊間寛之）

条例改正につきましては、全国一律で行っておりまして、明らかに該当案件が出てこないであろうというものに関しましては、各地方自治体ですね、除外はしておるんですが、当町においてですね、こういった事案がですね、今回の改正でまた期間の方が延長されておりますので、またそのマンションにおいてですね、そういう大規模修繕を行ったりとかっていう可能性がある限りは、こういったものは条文として残しておくこととなっております。

○議長（青木悦子）

他に質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

それでは質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第５、議案第２号、専決処分の承認を求めることについて、鋸南町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

建設水道課長より議案の説明を求めます。はい、建設水道課長。

〔建設水道課長 齊藤正樹 登壇〕

○建設水道課長（齊藤正樹）

議案第２号、専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

専決処分のご承認をお願いいたしますものは、鋸南町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。水道料金の算定及び徴収の方法を変更することに伴いまして、鋸南町水道事業給水条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第１７９条第１項の規定により、３月２１日に専決処分をしたもので、同条第３項の規定により議会のご承認をお願いするものでございます。

改正の主な点は、水道メーターの検針と水道料金の請求を、現在の毎月検針、毎月請求から、２ヶ月に一度の各月検針、隔月請求に変更することに伴いまして、条文、規定の整備を行うものです。

それでは、新旧対照表によりご説明させていただきます。第２５条料金の支払い義務及び第３１条徴収の方法は、変更に伴う条文の整備でございます。第２８条、料金の算定は、料金を算定するための基準日となる定例日にメーターの検針を行い、その使用水量により指定月とその前月分の水道料金を算定するもので、この場合において、各月の使用水量は均等とみなし、１立方メートル未満の端数が生じた場合には、その端数を指定月分に加えるものでございます。

本条例の施行日は令和７年４月１日でございます。

以上で、議案第２号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。はい、８番、竹田和明議員。

○8番（竹田和明）

1件の質問です。2ヶ月に1回の検針ということで、各月の使用水量は均等とみなすということなんですけれども、今確か8立米までは基本料金に含まれるということなんです。均等とみなすと、その8立米を超える部分について、若干減るのかなと思うんですが、この辺の給水収入との関係で、今回の改正についてはどのように考えられているか、そこを説明をお願いします。

○議長（青木悦子）

はい、建設水道課長。

○建設水道課長（齋藤正樹）

議員のおっしゃるようになりますね、8 m³までは基本料金となっております。超過料金のところでですね、2段階区分がございます。9立米から、9 m³から20 m³までの区分と、そこから上の区分というふうにございます。例えばですね、1回の検針で15 m³というふうに出た場合、実際の使用は1月が6 m³、基本料金の中、それと基本料金から超えてる9 m³となった場合にはですね、均等で均すと、それが7.5 m³になるので、両方でいきますと、基本水量部分の部分になりますので、そういったことになりますと、若干お客様の方で今までの毎月請求の部分から比べると、若干料金の方が安くなるというようなケースが出てきます。なかなかそういったですね、極端な使用方法っていうのはなかなかございませんので、それほどですね、影響が大きいとは思っておりません。以上となります。

○議長（青木悦子）

他に質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

ないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第6、議案第3号、鋸南町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
総務企画課長より議案の説明を求めます。総務企画課長。

〔総務企画課長 吉田修一 登壇〕

○総務企画課長（吉田修一）

議案第3号、鋸南町教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、議会のご同意をお願いいたします方は、住所、鋸南町元名1109番地、氏名、篠原恭恵、生年月日、昭和28年4月16日、任期は令和7年5月24日から令和11年5月23日まででございます。なお参考資料といたしまして、公職歴をお手元に配付させていただきました。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

本案に同意する議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで暫時休憩します。議員各位は議席でお待ちください。

……………休憩・午前１０時３２分……………

(教育委員 篠原恭恵 入場)

……………再開・午前１０時３３分……………

○議長（青木悦子）

休憩を解いて会議を再開いたします。

ただ今同意されました篠原恭恵氏から、挨拶をしたき旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

○教育委員（篠原恭恵）

皆さんこんにちは。ただいま、皆さんから承認していただきました教育委員の篠原恭恵といいます。よろしくお願いします。

私は１期・２期と皆さんと富永教育長さんはじめ、職員の皆さんといろいろなことをですね、やってまいりました。町の皆さんの健康、心身ともに健康と、それから生き生きと生活できるために、いろいろなプランを立てて皆さんがやってきましたのを、見たり聞いたり、時々一緒にやってみたりということで、私は私自身、鋸南町の魅力というものを非常に感じております。３期目を迎えまして、その魅力をより多くの人たちに知ってもらいたい、参加してもらいたい、そんな気持ちで今おります。本当に微力ではありますが、４年間、精一杯皆さんと一緒に務めさせていただきたいと思いますので、よろしくどうぞお願いします。

○議長（青木悦子）

篠原教育委員には、今後とも鋸南町の教育行政のためにご尽力いただきますよう、よろしくお願いします。

[教育委員 篠原恭恵 退場]

◎議案第４号から議案第１３号までの上程、説明、質疑

○議長（青木悦子）

ここで日程第７以降の議事についてお諮りいたします。

日程第７、議案第４号から、日程第１６、議案第１３号までを一括議題とし、一括して質疑を行った後、各議案について順次、討論、採決を行いたいと思いますが、ご異議はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

よって、議案第４号から議案第１３号までを一括議題とすることに決定いたしました。

議案第４号、鋸南町農業委員会委員の任命についてから、議案第１３号、鋸南町農業委員会委員の任命についてを一括議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。はい、総務企画課長。

〔総務企画課長 吉田修一 登壇〕

○総務企画課長（吉田修一）

議案第４号から議案第１３号、鋸南町農業委員会委員の任命について、一括でご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律第８条の規定によりまして、議会のご同意をお願いいたします方は１０名でございます。

最初の方は、議案第４号、住所、鋸南町中佐久間２１９番地、氏名、田村晋一、生年月日、昭和２１年７月３０日。

次に議案第５号、住所、鋸南町元名１０００番地、氏名、田村修、生年月日、昭和２５年５月９日。

次に議案第６号、住所、鋸南町元名６９４番地の２、氏名、篠原健一、生年月日、昭和２６年１月９日。

次に議案第７号、住所、鋸南町小保田５５５番地、氏名、山野井房江、生年月日、昭和２６年２月１４日。

次に議案第８号、住所、鋸南町奥山９７８番地２、氏名、紀野誠、生年月日、昭和２７年３月１１日。

次に議案第９号、住所、鋸南町上佐久間８９５番地、氏名、三浦庸一、生年月日、昭和２９年１月２６日。

次に議案第１０号、住所、鋸南町竜島２７４番地、氏名、生貝若俊、生年月日、昭和２９年３月４日。

次に議案第１１号、住所、鋸南町中佐久間２３９番地の３、氏名、鈴木匡、生年月日、昭和３３年１２月１８日。

次に議案第１２号、住所、鋸南町保田４７８番地２８、氏名、馬賀仙夫、生年月日、昭和５３年８月２日。

次に議案第１３号、住所、鋸南町下佐久間１７２番地１、氏名、鈴木直人、生年月日、昭和６０年３月４日。

以上の１０名の方でございます。任期につきましては、令和７年５月１４日から令和１０年５月１３日まででございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

1 議案ごとに討論、採決を行います。

◎議案第 4 号の討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第 7、議案第 4 号、鋸南町農業委員会委員の任命について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

本案に同意する議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第 5 号の討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第 8、議案第 5 号、鋸南町農業委員会委員の任命について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

本案に同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第 6 号の討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第 9、議案第 6 号、鋸南町農業委員会委員の任命について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

本案に同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第 7 号の討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第 10、議案第 7 号、鋸南町農業委員会委員の任命について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

本案に同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第 8 号の討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第 11、議案第 8 号、鋸南町農業委員会委員の任命について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

本案に同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第 9 号の討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第 12、議案第 9 号、鋸南町農業委員会委員の任命について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

本案に同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第１０号の討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第１３、議案第１０号、鋸南町農業委員会委員の任命について、討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。
これより、採決を行います。
本案に同意することに賛成する議員の挙手を求めます。
〔挙手全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。
よって本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第１１号の討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第１４、議案第１１号、鋸南町農業委員会委員の任命について、討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。
これより、採決を行います。
本案に同意することに賛成する議員の挙手を求めます。
〔挙手全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。
よって本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第 1 2 号の討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第 1 5、議案第 1 2 号、鋸南町農業委員会委員の任命について、討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。
これより、採決を行います。
本案に同意することに賛成する議員の挙手を求めます。
〔挙手全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。
よって本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第 1 3 号の討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第 1 6、議案第 1 3 号、鋸南町農業委員会委員の任命について、討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。
これより、採決を行います。
本案に同意することに賛成する議員の挙手を求めます。
〔挙手全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。
よって本案は原案のとおり同意されました。
ここで休憩をいたします。
ただちに議員総会を開催しますので、議員各位は委員会室にお集まりください。

……………休憩・午前 1 0 時 4 6 分 ……………

…………再開・午前１０時５６分…………

○議長（青木悦子）

休憩前に引き続き会議を再開します。

休憩中に、議長の退職願を副議長に提出いたしました。

この席から退席をさせていただきます。

〔議長 青木悦子議員 退席 １０番の自席へ〕

○事務局長（富永蘭子）

早川副議長、議長席へお願いいたします。

○副議長（早川正也）

先ほど、休憩中に議長青木悦子議員から議長の辞職願が提出されました。

しばらくの間、議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

追加議事日程を配付いたしますので、暫時休憩とします。

………… 休憩・午前１０時５９分 ……………

………… 再開・午前１１時００分 ……………

◎日程の追加

○副議長（早川正也）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいま、追加議事日程、追加１を配付いたしました。

配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（早川正也）

配布漏れなしと認めます。

この際、議長の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第１として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（早川正也）

ご異議なしと認めます。

よって、議長の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第１として日程の順序を

変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎辞職第 1 号

○副議長（早川正也）

追加日程第 1、辞職第 1 号、議長の辞職許可についてを議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、議長青木悦子議員の退席を求めます。

〔議長 青木悦子議員 退席〕

○副議長（早川正也）

事務局長をして、辞職願の朗読をいたさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（富永蘭子）

辞職願 私はこの度、鋸南町議会の先例に従い、議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

令和 7 年 5 月 8 日、鋸南町議会議長青木悦子。

鋸南町議会副議長早川正也様。

○副議長（早川正也）

お諮りします。

青木悦子議員の議長辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（早川正也）

異議なしと認めます。

よって、青木悦子議員の議長辞職を許可することに決定いたしました。

青木悦子議員の入場を許可いたします。

〔10 番 青木悦子議員 入場〕

○副議長（早川正也）

青木悦子議員の辞職願が許可されましたので、報告いたします。

◎選挙第 1 号

○副議長（早川正也）

ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2、選挙第1号として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（早川正也）

ご異議なしと認めます。

よってこの際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2、選挙第1号として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

○副議長（早川正也）

追加日程第2、選挙第1号、議長の選挙を行います。

職員をして議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長。

○事務局長（富永繭子）

選挙第1号、議長の選挙について。議長の選挙を行うこととする。

令和7年5月8日提出。

鋸南町議会副議長 早川正也。

○副議長（早川正也）

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場の閉鎖） ※会議規則第28条 出入の禁止

○副議長（早川正也）

ただいまの出席議員は、11名です。

立会人を指名いたします。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、東愛乃議員、2番、篠宮真樹議員の両名を指名いたします。

投票用紙の配付いたします。

念のために申し上げますが、投票は単記無記名であります。

（投票用紙の配付）

（投票箱の用意）

○副議長（早川正也）

投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（早川正也）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人、事務局長お願いします。

(立会人・事務局長により点検)

○副議長（早川正也）

異常なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長。

○事務局長（富永繭子）

1 番 東 愛乃 議員、 2 番 篠宮 真樹 議員

4 番 柴本 健二 議員、 5 番 秋山 柳三 議員

6 番 笹生 あすか 議員、 7 番 早川 正也 議員

8 番 竹田 和明 議員、 9 番 大塚 昇 議員

1 0 番 青木 悦子 議員、 1 1 番 緒方 猛 議員

1 2 番 鈴木 辰也 議員

○副議長（早川正也）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（早川正也）

投票漏れは、なしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

東愛乃議員、篠宮真樹議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○副議長（早川正也）

選挙の結果を報告します。

投票総数 1 1 票

有効投票 1 0 票

無効投票 1 票です。

有効投票のうち、早川正也議員、6 票。鈴木辰也議員、4 票。

この選挙の法定得票数は3票です。

よって、早川正也議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖解除)

○議長（早川正也）

ただいま、議長に当選いたしました。

この議長席から大変恐縮ですが、一言御挨拶を申し上げます。

○議長（早川正也）

ただ今、鋸南町議会議長に就任いたしました早川正也です。議員の皆様のご推挙を賜り、心から感謝申し上げます。また議決機関である議会の長の責任は極めて重大であり、身の引き締まる思いでございます。

私は議員各位のご理解とご支援を賜りながら、公正かつ円滑な議会運営と現在協議されている議会改革を進めていく所存でございます。

今後は、鋸南町議会と町執行部は共に切磋琢磨し、町民の生活の向上に努めていくことが重要と考えています。また、町民の皆様にとって、より身近で開かれた議会を目指して、会話と議論を重ね、皆様の期待にお応えするために、誠心誠意努めていく所存でございます。

どうぞ今後とも、議員の皆様方の温かいご支援並びにご指導ご鞭撻を賜りますよう、心からお願いいたしまして、議長就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（早川正也）

ここで、暫時休憩します。

自席でお待ちください。

…………… 休憩・午前 11 時 21 分 ……………
…………… 再開・午前 11 時 22 分 ……………

◎日程の追加

○議長（早川正也）

会議を再開します。

先ほどの議長選挙の結果、副議長が欠員となりました。

ここで、暫時休憩します。

追加議事日程を配付いたしますので、その間、暫時休憩とします。

…………… 休憩・午前 11 時 22 分 ……………

…………… 再開・午前 11 時 24 分 ……………

○議長（早川正也）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま、追加議事日程、追加 2 を配付いたしました。

配布漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◎選挙第 2 号

○議長（早川正也）

お諮りいたします。

副議長が欠員となりましたので、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早川正也）

ご異議なしと認めます。

よってこの際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第 1、選挙第 2 号として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

○議長（早川正也）

追加日程第 1 に入る前にお願いをしておきます。

既にお手元に配布されております議案につきまして、議会議長名が空欄となっております。議長早川正也とご記入願いたいと思います。

追加日程第 1、選挙第 2 号、副議長の選挙を行います。

職員をして議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（富永蘭子）

選挙第 2 号、副議長の選挙について。副議長の選挙を行うものとする。

令和 7 年 5 月 8 日提出。

鋸南町議会議長 早川正也。

○議長（早川正也）

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場の閉鎖) ※会議規則第 28 条 出入の禁止

○議長（早川正也）

ただいまの出席議員は、11 名です。

立会人を指名いたします。

議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 1 番、東愛乃議員、2 番、篠宮議員の両名を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げますが、投票は単記無記名であります。

(投票用紙の配付)

(投票箱の用意)

○議長（早川正也）

投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早川正也）

投票箱を点検します。

立会人、事務局長お願いします。

(立会人・事務局長により点検)

○議長（早川正也）

異常なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

点呼を命じます。

議会事務局長。

○事務局長（富永蘭子）

1 番 東 愛乃 議員、 2 番 篠宮 真樹 議員

4 番 柴本 健二 議員、 5 番 秋山 柳三 議員

6 番 笹生 あすか 議員、 7 番 早川 正也 議員

8 番 竹田 和明 議員、 9 番 大塚 昇 議員

10 番 青木 悦子 議員、 11 番 緒方 猛 議員

12 番 鈴木 辰也 議員

○議長（早川正也）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早川正也）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

東愛乃議員、篠宮真樹議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開 票）

○議長（早川正也）

選挙の結果を報告します。

投票総数 11票

有効投票数 10票

無効投票数 1票

大塚昇議員、6票。竹田和明議員、4票。

この選挙の法定得票数は3票です。

よって、大塚昇議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場の閉鎖解除）

○議長（早川正也）

ただ今、副議長に当選されました大塚昇議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項によって当選の告知をいたします。

副議長に当選されました大塚昇議員に挨拶をお願いします。

演壇にてお願いいたします。

〔副議長 大塚昇議員 登壇〕

○副議長（大塚昇）

指名推選をいただきました。ありがとうございます。

新しい議長のもと、住みやすい町に努めることを誓います。以上。

○議長（早川正也）

ここで、休憩をとりたいと思います。

休憩は相当の時間を要すると思われますが、昼食を外で済ます以外は庁舎内で待機をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

再開は午後1時30分といたします。

…………… 休憩・午前11時42分 ……………

…………… 再開・午後 1時30分 ……………

◎選任第 1 号

○議長（早川正也）

休憩を解いて会議を再開します。

日程第 17、選任第 1 号、鋸南町議会常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員の選任につきましては、委員会条例第 5 条第 1 項の規定により議長が指名することとなっておりますので、議長から指名いたします。

常任委員の選任につきましては、事務局長をして発表いただきます。

議会事務局長。

○事務局長（富永蘭子）

それでは、発表させていただきます。

総務常任委員会委員に、

3 番 中村 基 議員、 4 番 柴本 健二 議員

5 番 秋山 柳三 議員、 8 番 竹田 和明 議員

9 番 大塚 昇 議員、 10 番 青木 悦子 議員

以上の 6 名でございます。

続きまして、産業常任委員会委員に、

1 番 東 愛乃 議員、 2 番 篠宮 真樹 議員

6 番 笹生 あすか 議員、 7 番 早川 正也 議員

11 番 緒方 猛 議員、 12 番 鈴木 辰也 議員

以上の 6 名でございます。

○議長（早川正也）

ただ今発表したとおり指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早川正也）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、以上の議員をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をし、委員会条例第 6 条第 2 項の規定により各常任委員会で、委員長及び副委員長の選任をしていただきます。

総務常任委員会は、委員会室。

産業常任委員会は、議場脇の小会議室にてお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

…………… 休憩・午後 1 時 3 2 分 ……………

…………… 再開・午後 1 時 4 3 分 ……………

○議長（早川正也）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

休憩中に各常任委員会において行われました正・副委員長互選の結果の通知がありましたので事務局長をして発表いたさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（富永繭子）

それでは、発表いたします。

総務常任委員会委員長に、10番 青木 悦子 議員。

総務常任委員会副委員長に、5番 秋山 柳三 議員。

産業常任委員会委員長に、6番 笹生 あすか 議員。

産業常任委員会副委員長に、2番 篠宮 真樹 議員。

以上でございます。

○議長（早川正也）

各常任委員会の委員長及び副委員長は、ただいま発表のとおり決定いたしました。

◎選任第2号

○議長（早川正也）

日程第18、選任第2号、鋸南町議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第5条第1項の規定により議長が指名することとなっておりますので、議長から指名いたします。

議会運営委員の選任につきましては、事務局長をして発表いたさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（富永繭子）

それでは、発表いたします。

議会運営委員会委員に、

4 番 柴本 健二 議員、 6 番 笹生 あすか 議員
8 番 竹田 和明 議員、 9 番 大塚 昇 議員
10 番 青木 悦子 議員、 12 番 鈴木 辰也 議員
以上 6 名でございます。

○議長（早川正也）

ただいま発表したとおり指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早川正也）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、6 名の議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をし、委員会条例第 6 条第 2 項の規定により議会運営委員会で、委員長及び副委員長の選任をしていただきます。

議会運営委員会は、委員会室で開催をお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

…………… 休憩・午後 1 時 4 6 分 ……………

…………… 再開・午後 1 時 5 5 分 ……………

○議長（早川正也）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会において行われました、正・副委員長互選の結果の通知がありましたので、事務局長をして発表いたさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（富永繭子）

それでは、発表いたします。

議会運営委員会委員長に、8 番 竹田 和明 議員。

議会運営委員会副委員長に、4 番 柴本 健二 議員。

以上でございます。

○議長（早川正也）

議会運営委員会の委員長及び副委員長は、ただ今発表のとおり決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

..... 休憩・午後 1 時 5 6 分

..... 再開・午後 1 時 5 7 分

◎日程の追加

○議長（早川正也）

休憩を解いて、会議を再開いたします。

休憩中に、追加議事日程、追加 3 が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早川正也）

異議なしと認めます。

よって、この際、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎選挙第 3 号

○議長（早川正也）

追加日程第 1、選挙第 3 号、安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員の補欠選挙を議題といたします。

早川正也議員から安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員の辞職願が提出されております。

職員をして議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（富永蘭子）

選挙第 3 号、安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員の補欠選挙について、安房郡市広域市町村圏事務組合規約第 6 条第 3 項の規定により安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員 1 名の補欠選挙を行うものとする。

令和 7 年 5 月 8 日提出。

鋸南町議会議長 早川正也。

○議長（早川正也）

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推薦により行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早川正也）

ご異議なしと認めます。

よって議長において指名することに、決定いたしました。

大塚昇議員を安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員に指名いたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早川正也）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した、大塚昇議員が、安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員に決定いたしました。

ただいま、安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました大塚昇議員が、議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項によって、当選の告知をいたします。

◎選挙第 4 号

○議長（早川正也）

追加日程第 2、選挙第 4 号、鋸南地区環境衛生組合議会議員の補欠選挙を議題といたします。

笹生あすか議員、早川正也議員、大塚昇議員、鈴木辰也議員から鋸南地区環境衛生組合議会議員の辞職願が提出されております。

職員をして議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（富永繭子）

選挙第 4 号、鋸南地区環境衛生組合議会議員の補欠選挙について。鋸南地区環境衛生組合規約第 6 条の規定により鋸南地区環境衛生組合議会議員 4 名の補欠選挙を行うものとする。

令和 7 年 5 月 8 日提出。

鋸南町議会議長 早川正也。

○議長（早川正也）

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推薦により行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早川正也）

異議なしと認めます。

よって議長において指名することに、決定いたしました。

4 番 柴本 健二 議員、 7 番 早川 正也 議員

9 番 大塚 昇 議員、 12 番 鈴木 辰也 議員

を鋸南地区環境衛生組合議会議員に指名いたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早川正也）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した、

4 番 柴本健二議員、7 番 早川正也議員、9 番 大塚昇議員、

12 番 鈴木辰也議員が鋸南地区環境衛生組合議会議員に決定いたしました。

ただいま、鋸南地区環境衛生組合議会議員に当選されました

4 番 柴本健二議員、早川正也議員、大塚昇議員、鈴木辰也議員

が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項によって、当選の告知をいたします。

◎選挙第 5 号

○議長（早川正也）

追加日程第 3、選挙第 5 号、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙について」を議題といたします。

青木悦子議員から千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職願が提出されております。

職員をして議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（富永繭子）

選挙第 5 号、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙について、千葉県後期高齢者医療広域連合規約第 9 条第 3 項の規定により、千葉県後期高齢者医療広域連合

議会議員の補欠選挙を行うものとする。

令和7年5月8日提出。

鋸南町議会議長 早川正也。

○議長（早川正也）

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦により行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早川正也）

異議なしと認めます。

よって議長において指名することに、決定いたしました。

青木悦子議員を千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に指名します。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早川正也）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した、青木悦子議員が、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に決定いたしました。

ただいま、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました青木悦子議員が、議場におられますので、会議規則第33条第2項によって、当選の告知をいたします。

◎議案第14号の上程、説明、採決

○議長（早川正也）

追加日程第4、議案第14号、鋸南町監査委員の選任についてを議題といたします。

地方税法第117条の規定により、青木議員の退席を求めます。

（10番 青木悦子議員 退席）

○議長（早川正也）

職員をして議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（富永繭子）

議案第14号、鋸南町監査委員の選任について、下記の者を本町監査委員に選任したいから地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 5 月 8 日提出。

鋸南町長 白石治和。

○議長（早川正也）

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 吉田修一 登壇〕

○総務企画課長（吉田修一）

議案第 14 号、鋸南町監査委員の選任について、ご説明申し上げます。

監査委員につきましては、地方自治法第 195 条第 2 項の規定により定数は 2 人と定められております。また、同法第 196 条第 1 項の規定により 2 人のうち 1 人は議会議員のうちから選任されることとなっております。

鋸南町監査委員として選任することに、議会のご同意をお願いいたします方は、住所、鋸南町下佐久間 737 番地 1、氏名、青木悦子、生年月日、昭和 26 年 11 月 1 日でございます。

議員におかれましては議員 3 期目でございます、鋸南町議会議長を経験されておりました行政面に精通されております。任期は議会議員の任期であります令和 9 年 4 月 29 日まででございます。

以上で説明を終わりますが、議会のご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（早川正也）

説明が終わりました。

質疑、討論を省き、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

はい。12 番、鈴木辰也議員。

○12 番（鈴木辰也）

すみません。ちょっと確認なんですけども、先ほどの常任委員会において、正・副委員長が選任されました。青木議員については、総務常任委員長として選任されております。本人がどうのじゃなくてですね、その兼務について、監査委員との兼務についてですね、法律的に問題があるかどうかちょっとわかんないんですけども、そのところだけがちょっと引っかかってまして。そこについてですね、説明をいただければね、ありがたいかなというふうに思います。

○議長（早川正也）

暫時休憩いたします。

..... 休憩・午後２時 ８分

..... 再開・午後２時２６分

○議長（早川正也）

それでは、現在確認中とのことですので、確認がちょっと時間がかかっておりますので、２時４０分まで休憩としたいと思います。

..... 休憩・午後２時２７分

..... 再開・午後２時４０分

○議長（早川正也）

それでは、休憩を解いて会議の再開時間になりましたが、現在確認作業に手間取っております。ここでまた暫時休憩といたしまして、開始時刻にあつては、後ほどお知らせしたいと思います。

それでは暫時休憩といたします。

..... 休憩・午後２時４０分

..... 再開・午後２時５５分

○議長（早川正也）

それでは、再開時間を３時ちょうどといたします。

しばらくお待ちください。

..... 休憩・午後２時５５分

..... 再開・午後３時００分

○議長（早川正也）

休憩と解いて会議を再開します。

ただ今の鈴木辰也議員の質疑に対して答弁を求めます。はい、総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

大変時間を要してしまい、申し訳ありませんでした。

千葉県町村議会議長会に確認いたしましたところ、常任委員長と監査委員の兼務の是非については、可能であるという見解をいただきましたので、ご報告させていただきたいと思います。

○議長（早川正也）

他に質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早川正也）

それではご異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（早川正也）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

青木悦子議員の入場を許可いたします。

〔10番 青木悦子議員 入場〕

○議長（早川正也）

青木悦子議員におかれましては、監査委員になることに同意されましたので、ご報告します。

◎議案第15号の上程、説明、採決

○議長（早川正也）

日程第5、議案第15号、鋸南町消防委員会委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、篠宮議員の退席を求めます。

〔2番 篠宮真樹議員 退席〕

○議長（早川正也）

職員をして議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（富永蘭子）

議案第15号、鋸南町消防委員会委員の選任について、下記の者を消防委員会委員に選任したいから、鋸南町消防委員会条例第5条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 5 月 8 日。

鋸南町長 白石治和。

○議長（早川正也）

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 吉田修一 登壇〕

○総務企画課長（吉田修一）

議案第 15 号、鋸南町消防委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

鋸南町消防委員会条例第 4 条第 3 項の規定により消防委員会委員の定数は町議会議員 2 人、学識経験者 2 人、及び消防関係者 4 人の合計 8 人と定められております。また、委員のうち町議会議員につきましては、同条例第 5 条の規定により、議会の議決を経て選任することとなっております。

議会のご議決をお願いいたします方は、住所、鋸南町保田 60 番地、氏名、篠宮真樹、生年月日、昭和 46 年 2 月 11 日でございます。

以上で説明を終わりますが、議会のご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（早川正也）

説明が終わりました。

質疑、討論を省き、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早川正也）

ご異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（早川正也）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

篠宮真樹議員の入場を許可いたします。

〔2 番 篠宮真樹議員 入場〕

○議長（早川正也）

失礼しました。

篠宮真樹議員におかれましては、消防委員になることに同意されましたので、報告します。

◎議案第１６号の上程、説明、採決

○議長（早川正也）

追加日程第６、議案第１６号、鋸南町消防委員会委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第１１７条の規定により、竹田和明議員の退席を求めます。

〔８番 竹田和明議員 退席〕

○議長（早川正也）

職員をして議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（富永繭子）

議案第１６号、鋸南町消防委員会委員の選任について、下記の者を消防委員会委員に選任したいから、鋸南町消防委員会条例第５条の規定により議会の議決を求める。

令和７年５月８日。

鋸南町長 白石治和。

○議長（早川正也）

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 吉田修一 登壇〕

○総務企画課長（吉田修一）

議案第９号、鋸南町消防委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

鋸南町消防委員会条例第４条第３項の規定により消防委員会委員の定数は町議会議員２人、学識経験者２人、及び消防関係者４人の合計８人と定められております。また、委員のうち町議会議員につきましては、同条例第５条の規定により、議会の議決を経て選任することとなっております。議会のご議決をお願いいたします方は、住所、鋸南町上佐久間１３８６番地６、氏名、竹田和明、生年月日、昭和４０年７月３日でございます。

以上で説明を終わりますが、議会のご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早川正也）

説明が終わりました。

質疑、討論を省き、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早川正也）

ご異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（早川正也）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

竹田和明議員の入場を許可いたします。

〔8 番 竹田和明議員 入場〕

○議長（早川正也）

竹田和明議員におかれましては、消防委員となることに同意されましたので、報告します。

先ほど、休憩中に、議会広報特別委員会委員の 5 人全員から委員の辞職願が提出されました。

追加議事日程を配付いたしますので、暫時休憩します。

…………… 休憩・午後 3 時 1 0 分 ……………
…………… 再開・午後 3 時 1 1 分 ……………

◎日程の追加

○議長（早川正也）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいま、追加議案日程、追加 4 を配付いたしました。

配布漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早川正也）

配布漏れなしと認めます。

この際、議会広報特別委員会委員の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第 1 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早川正也）

異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会委員の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎辞職第2号

○議長（早川正也）

追加日程第1、辞職第2号、議会広報特別委員会委員の辞職許可についてを議題いたします。

地方自治法第117条の規定により、東愛乃議員、篠宮真樹議員、中村基議員、秋山柳三議員、笹生あすか議員の退席を求めます。

〔議員 退席〕

○議長（早川正也）

事務局長をして辞職願の朗読をいたさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（富永繭子）

辞職願、この度鋸南町議会の先例により、令和7年5月8日をもって議会広報特別委員会委員を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

令和7年5月8日 議会広報特別委員 東愛乃。

鋸南町議会議長 早川正也様。

同じ内容で篠宮真樹議員、中村基議員、秋山柳三議員、笹生あすか議員から提出されております。

○議長（早川正也）

お諮りします。

東愛乃議員、篠宮真樹議員、中村基議員、秋山柳三議員、笹生あすか議員の議会広報特別委員会委員の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（早川正也）

異議なしと認めます。

よって、東愛乃議員、篠宮真樹議員、中村基議員、秋山柳三議員、笹生あすか議員の議会広報特別委員会委員の辞職を許可することに決定をいたしました。

退席議員の入場を許可いたします。

〔議員 入場〕

○議長（早川正也）

東愛乃議員、篠宮真樹議員、中村基議員、秋山柳三議員、笹生あすか議員の辞職願が許可されましたので報告いたします。

○議長（早川正也）

ただ今、委員が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議会広報特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第2、選任第3号として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早川正也）

ご異議なしと認めます。

よってこの際、議会広報特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第2、選任第3号として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎選任第3号

○議長（早川正也）

追加日程第2、選任第3号、議会広報特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

職員をして議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（富永蘭子）

選任第3号、議会広報特別委員会委員の選任について。鋸南町議会委員会条例第5条第1項の規定により、議会広報特別委員5名の選任を行うものとする。

令和7年5月8日提出。

鋸南町議会議長 早川正也。

○議長（早川正也）

委員の選任につきましては、委員会条例第5条第1項の規定により議長が指名することになっておりますので、議長から指名いたします。

議会広報特別委員会委員の選任につきましては、事務局長をして発表いたさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（富永蘭子）

それでは、発表させていただきます。

議会広報特別委員会委員に、

1 番 東 愛乃 議員、2 番 篠宮 真樹 議員

3 番 中村 基 議員、4 番 柴本 健二 議員

6 番 笹生 あすか 議員

以上でございます。

○議長（早川正也）

ただいま発表したとおり指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早川正也）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、以上の議員を議会広報特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をし、委員会条例第6条第2項の規定により、議会広報特別委員会で、委員長及び副委員長の選任をしていただきます。

議会広報特別委員会は、委員会室で開催をお願いいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

…………… 休憩・午後3時19分 ……………

…………… 再開・午後3時28分 ……………

○議長（早川正也）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に議会広報特別委員会が開催され、正・副委員長の互選の結果の通知がありましたので、事務局長をして発表いたさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（富永繭子）

それでは、発表いたします。

議会広報特別委員会委員長に、6 番 笹生 あすか 議員。

副委員長に、3 番 中村 基 議員。

以上でございます。

○議長（早川正也）

議会広報特別委員会の委員長及び副委員長は、ただ今発表のとおり決定いたしました。

ここで、休憩します。

休憩中、全員協議会を開催いたします。
議員各位は委員会室にお集まり願います。
なお、執行部の皆様には、暫時休憩といたします。

…………… 休憩・午後３時２９分 ……………
…………… 再開・午後３時５０分 ……………

○議長（早川正也）

それでは、全員お揃いですので、休憩を解いて会議を再開します。
休憩中に全員協議会等を開催し、委員会の選任等がなされましたので、報告します。
事務局長からお願いします。
議会事務局長。

○議会事務局長（富永蘭子）

全員協議会で決定した事項についてご報告いたします。
鋸南町環境審議会委員につきましては、６番 笹生あすか議員を推薦することに決定いたしました。
鋸南町国民健康保険運営協議会委員には、５番 秋山柳三議員、９番 大塚昇議員、
１１番 緒方猛議員の３名を推薦することに決定いたしました。
鋸南町学校給食センター運営委員には、１番 東愛乃議員を選任することに決定いたしました。
鋸南町空家等対策協議会委員には、５番 秋山柳三議員を選任することに決定いたしました。
その他としまして、あて職となりますが、鋸南町農業振興地域整備計画審議会、鋸南町地域農業再生協議会及び鋸南町宿泊税検討委員会の委員には産業常任委員長、地域包括支援センター運営協議会及び鋸南町宿泊税検討委員会の委員には総務常任委員長をお願いいたします。
以上で報告を終わります。

◎閉会の宣言

○議長（早川正也）

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

よって、令和7年第2回鋸南町議会臨時会を閉会します。
御苦労さまでした。

〔閉会のベルが鳴る〕

…………… 閉 会 ・ 午後3時53分 ……………

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年7月31日

議 会 議 長 早 川 正 也

署 名 議 員 篠 宮 真 樹

署 名 議 員 竹 田 和 明